

また、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

- ① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - ② 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
 - ③ 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続するために必要な手続きをおこなった者を除く。）
- (4) 申請書等及び総合評価の性能等に関する書類の提出期限の日から開札の時まで（4月1日契約の入札で落札決定を保留している場合は落札決定まで）の期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。
※交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。
・電子調達システムから交付を受けた者
・当局から書面または郵送により交付を受けた者
- (8) 平成16年度以降に、下記(ア)に示す機関等が発注した、下記(イ)に示す設備に係わる保守又は点検業務において、受注者として業務を完了（平成31年3月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明した者であること。

(ア) 発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

- ・国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
- ・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
- ・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）（上記の機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。）

・民間企業

(イ) 対象設備は次の①から⑩のいずれか1つの設備とする。

- ① 多重無線設備
- ② 端局設備
- ③ 遠方監視設備
- ④ 交換設備
- ⑤ 長距離（30km以上）用光伝送設備
- ⑥ 移動体通信設備
- ⑦ 模写伝送装置
- ⑧ 衛星通信設備
- ⑨ ネットワーク設備
- ⑩ 高圧受変電設備
- ⑪ 非常用発電設備（10kW以上）

(9) 本業務の配置予定管理技術者は、申請書等及び総合評価の性能等に関する書類の提出期限の時点で次の①から⑨のいずれか1つの条件及び、契約締結時点で⑩から⑪の条件を満たすこと。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれか1つの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績とする。

① 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校に

おいて電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。

- ② 学校教育法による高等学校、中等教育学校、専修学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者であること。
- ③ 上記①及び②以外の者で、7年以上の業務経験を有する者であること。
- ④ 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技術士のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者であること。
- ⑤ 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者であること。
- ⑥ 第二種電気工事士の資格を有し、業務経験が3年以上ある者であること。
- ⑦ 技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る）、技術士（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者であること。
- ⑧ 一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者であること。
- ⑨ 第一種電気工事士の資格を有する者であること。
- ⑩ 通常の勤務時間において1時間30分以内に履行場所（信濃川下流河川事務所）に到着できる場所を主たる勤務地とし、又は夜間、休日において1時間30分以内に履行場所（信濃川下流河川事務所）に到着できること。
- ⑪ 配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。
なお、兼務する場合は、契約締結時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、2億円未満かつ4件以下であること（本業務を含み、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

本業務の管理技術者が、他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。

管理技術者の手持ち業務量は、本業務の契約締結日から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(a)～(c)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

- (a) 当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者であること。
 - (b) 当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等）を有する者であること。
 - (c) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者であること。
 - ⑫ 配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - (10) 「業務実施方針」について、1項目以上の提案を提出した者であること、かつ不適切な提案がないこと。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒951-8153 新潟県新潟市中央区文京町14番13号 国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所経理課専門職 田中 広恵 電話025-266-7332 内線220